つなごう　子どもの笑顔
児童虐待防止についてのリーフレットです。
しつけと体罰の違いについて
しつけは、その子らしさをのばし、自立した社会生活を送れるようサポートしていくことです。
体罰は、しつけのつもりでも、その子に対して苦痛を引き起こすこと、または不快感を意図的にもたらす行為や罰のことです。
児童虐待や体罰は法律で禁止されています。
相談窓口について
品川区児童相談所の受付日時は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までです。土曜日と日曜日、祝日、年末年始を除きます。
電話番号は、03-6712-8261です。ファックス番号は、03-6712-8273です。
児童相談所虐待対応ダイヤルの電話番号は、189（いちはやく）です。
しながわ見守りホットラインの電話番号は、0120-726-628です。
いずれも24時間受け付けています。
通告・相談は匿名で行うこともでき、その内容に関する秘密は守られます。
児童虐待について
児童虐待とは、子どもを養育する保護者が、子どものこころやからだを傷つけることや必要な世話を怠るような不適切な行為のことをいいます。
児童虐待には、叩く、殴る、屋外に閉め出すなどの身体的虐待、暴言や子どもの前での大人どうしのけんかを見せるなどの心理的虐待、子どもへの性的行為などの性的虐待、衣食住の世話をしないなどのネグレクトがあります。子どものこころやからだに深刻な悪影響を与えます。
生活上のストレスや育児の不安が大きくなると、どんな親であっても子どもに不適切な関わりをしてしまう可能性があります。ストレスや不安を子どもにぶつけてしまう前に話してみませんか。
イライラしたときは、深呼吸をしたり、手軽なリフレッシュをしたりしてみましょう。
子どもと関わるときは、子どもの気持ちや考えに耳を傾け、指示するときは短く、具体的にわかりやすくしましょう。
ひとりで抱え込まず、お子さんとのかかわり方や、お子さんに気になる様子があれば、お気軽にご相談ください。